

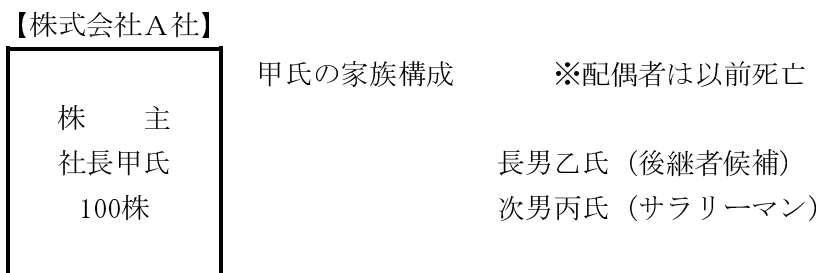
平成 20 年 6 月

第 31 回 議決権制限株式の活用

稲垣 創平

連日連夜ニュースで話題となっているガソリン、物価の値上げ問題。ただでさえ景気の悪い大阪中小企業にとっては本当に厳しい現実であり「泣きっ面にスズメバチ」状態とも言いましょうか……。しかし、こんな時だからこそ我々税理士がしっかりと関与先様を指導・サポートしていかなければいけません。今回は中小企業の大きなテーマの 1 つである「事業承継」と会社法改正に伴い活用できるようになりました種類株式の 1 つ「議決権制限株式」についてお話し致します。

非公開会社では議決権制限株式の規制（2 分の 1 規制）がありません（会社法 115 条）。ですので公開会社と違いいくらでもこの議決権制限株式を発行出来るというわけです。下記の例を参考にしてみましょう。



もし、遺言がなく甲氏がこのまま死亡した場合には次男丙氏に A 社株式が相続される可能性が出てきます。後継者候補である長男乙氏からすれば次男丙氏から経営に関して口出しされ最終的には A 社株式を買取という資金的な問題もでてきます。そこで議決権制限株式を発行し、普通株式（議決権あり）と議決権制限株式の両方を存在させ、後継者候補には普通株式（議決権あり）、それ以外の相続人には議決権制限株式を相続させる旨の遺言書を残しておけば、遺留分の問題も資金的な問題もなくスムーズに事業承継が出来るというわけです。勿論、定款内容が変わるわけですから特別決議を経て定款変更を行わなければなりません（株主が 1 人の場合は既に特別決議の 3 分の 2 以上の要件を満たしているので問題となりません）。

議決権制限株式の相続税法上の評価は、普通株式の評価の 5% 減となり、相続人全体の相続税評価額が同一になるよう評価減分を議決権のある普通株式に加算していきます（納税義務者の選択制）。

議決権制限株式以外にも拒否権付株式や全部取得条項付株式など事業承継に有効な種類株式があります。興味のある方はお気軽にご質問下さい。